

経済産業省

20230202電委第5号
令和5年3月7日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

みなし小売電気事業者の特定小売供給約款における料金を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業省が毎年度行う定期的な評価について（回答）

令和5年2月2日付け20230127資第8号により貴職から当委員会に意見を求められた上記の件について、審査を行いました。

審査の結果、下記の対象事業者について、電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等（20160325資第12号）第2（6）⑤に照らし、値下げ認可申請の必要があるとは認められませんでした。

なお、下記の対象事業者のうち、関西電力株式会社については超過契約額が確認され、これ以外の事業者については、超過契約額が確認されなかったことを申し添えます。

記

（対象事業者）

- | | |
|----------------|--------------------|
| ・ 中部電力ミライズ株式会社 | 法人番号 2180001135973 |
| ・ 関西電力株式会社 | 法人番号 3120001059632 |
| ・ 九州電力株式会社 | 法人番号 4290001007004 |